

越境大気汚染・酸性雨対策検討会開催要領

1 目的

国内や東アジア地域における越境大気汚染や酸性沈着の長期トレンド、その影響の早期把握、オゾン等大気汚染物質の長距離越境輸送の解明に向けた調査・研究、及び東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）への我が国の貢献等、我が国及び東アジア地域における越境大気汚染・酸性雨に係る課題や今後の越境大気汚染及び酸性雨対策のあり方について総合的に検討することを目的として、越境大気汚染・酸性雨対策検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は、越境大気汚染、酸性雨に関する代表的な学識経験者であり、環境省水・大気環境局長が依頼した者をもって構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員を置くことができる。また、必要に応じ、検討事項と関係を有する者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じてワーキンググループを設置する。

3 検討事項

検討会の検討事項は次」：のとおりとする。

- (1) 国内及び東アジア地域の越境大気汚染や酸性雨に係る課題の検討。
- (2) 越境大気汚染・酸性雨モニタリング及び調査研究に関する検討。
- (3) 酸性沈着、オゾン等による生態影響の検討。
- (4) オゾン等大気汚染物質の越境汚染及び酸性沈着の状況、長期トレンド及び将来影響の検討。
- (5) 東アジア酸性雨モニタリングネットワークの技術面、運営面に係る課題の検討。
- (6) その他検討会の目的を達するために必要な事項。

4 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5 庶務

検討会の庶務は、環境省水・大気環境局大気環境課において行う。